

2 令和5年度県税税目別(課税標準、税率、納期限等)一覧

種 別	民 税					事 業 税							
	個 人	法 人	利 子 割	配 当 割	株 式 等 譲 渡 所 得 割	法人 (電気供給業(小売電 気事業・発電事業 ・特定卸供給事業 を除く。)、ガス供給 業(特定ガス供給事 業を除く。))及び保 険業)	法人 (電気供給業(小売電気事業・発電 事業・特定卸供給事業に限る。))の うち資本金又は出資金の額が1億円 を超える普通法人が行うもの。))	法人 (電気供給業(小売電気事業・発電 事業・特定卸供給事業に限る。))の うち左記以外の法人が行うもの。))	法人 (資本金の額又は出資金の額が1億 円を超える法人(所得課税法人に 限る。公益法人等、特別法人、人 格のない社団等、投資法人及び特 定目的会社を除く。))	法人 (左記以外の特別法人)	法人 (その他の法人)	個人	
課 税 標 準 及 び 税 率	所得割 4% 均等割 1,500円 (県の森林環境 税500円含む)	法人税割 (1)(7) 資本金の額又は出資金の 額が1億円を超える法人 (イ) 保険業法に規定する相互会 社 (ロ) 資本金の額又は出資金の 額が1億円で、かつ、従業員 の数が300人を超える法人 (2)(1)に掲げる法人以外の法人等 均等割 (1) 資本金等の額が50億円を超える法人 (保険業法に規定する相互会社以外 の法人で資本金の額又は出資金の 額を有しないものと及び法第52条第 2項第4号に掲げる公共法人を除く。以 下(2)～(4)まで同じ。) 年額 840,000円 (2) 資本金等の額が10億円を超え50 億円以下である法人 年額 567,000円 (3) 資本金等の額が1億円を超え10億円 以下である法人 年額 136,500円 (4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円 以下である法人 年額 52,500円 (5) 前号に掲げる法人以外の法人等 年額 21,000円	支払を受けるべき 利息等の額 5% (平成16年1月1日 から平成25年12月 31日までの間は 3%)	支払を受けるべき 特定配当等の額 5% (平成16年1月1日 から平成25年12月 31日までの間は 3%)	特定株式等譲渡所 得金額 5% (平成16年1月1日 から平成25年12月 31日までの間は 3%)	各事業年度の収入 金額 1% (電気供給業のうち、 令和2年4月1日以前 に開始した事業年 度の小売電気事業 ・発電事業、令和4年 4月1日以前に終了 した事業年度の特 定卸供給事業、ガス 供給業のうち令和4 年4月1日以前に開 始した事業年度の 特定ガス供給事業 ・ガス供給業につ いては本税率を適用)	①小売電気事業・発電事業 令和2年4月1日以後に開始した各 事業年度の収入金額、付加価値割 額、資本金等の額 ②特定卸供給事業 令和4年4月1日以後に終了した各 事業年度の収入金額、付加価値割 額、資本金等の額 収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	①小売電気事業・発電事業 令和2年4月1日以後に開始した各 事業年度の収入金額、所得 ②特定卸供給事業 令和4年4月1日以後に終了した各 事業年度の収入金額、所得 収入割 0.75% 所得割 1.85% 資本割 0.15%	平成16年4月1日以後に開始した事 業年度分について、各事業年度の 付加価値額、資本金等の額、所得 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割 1.0% 年 400万円以下の所得金額 3.5% 年 400万円を超える所得金額 4.9% 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業 を行う分割法人で、資本金1,000万円以上については特別法人 4.9%、その他の法人 7%	各事業年度の所得 年 400万円以下の所得金額 3.5% 年 400万円を超え、800万円 以下の所得金額 5.3% 年 800万円を超える所得金額 7%	各事業年度の所得 年 400万円以下の所得金額 3.5% 年 400万円を超え、800万円 以下の所得金額 5.3% 年 800万円を超える所得金額 7%	事業主控除額 年 290万円 白色申告者の事業専従者 控除額 86万円 配偶者以 50万円 (青色事業専従者について は、適正給与額を必要経 費とする。) 課税所得 第1種 5% 第2種 4% 第3種 5% (ただし、第3種のうち、あん ま、マッサージ等につい ては、3%)	
	租税特別措置法第68条(特定の協同組合等の法人税率の特例)第1項の 規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、 ・所得のうち 年 400万円以下の金額…………… 3.5% 年 400万円を超える年10億円以下の金額…… 4.9% 年 10億円を超える金額…………… 5.7% ・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で 資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得…………… 4.9% (所得のうち10億円を超える金額については、5.7%)												
	納 期 限 等	市町村税と同じ (通常、6月、8月、 10月及び1月中に において条例で定め る)	法人税と同じ(公共法人等は4月30日)	利息等について利 子額を徴収した日 の属する月の翌日 10日までに申告納 入	特定配当等につい て配当割を徴収し た日の属する月の 翌月10日までに申 告納入 ※源泉徴収口座へ 受け入れている配 当に係る配当割に ついては、翌年の1 月10日までに申告 納入	特定株式等譲渡所 得金額について特 定株式等譲渡所得 割を徴収した日の 属する年の翌年1 月10日までに申告 納入	事業年度終了日から2月以内に申告納付(ただし、中間申告納付にあつては事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内)						第1期 8月20日～31日 第2期 11月20日～30日 随時分(通知書に定める 期日)
備考	普通徴収又は特別徴収による。												

